

県南広域振興局長告示第 178 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 3 項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 8 月 3 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

介護予防訪問入浴介護

| 介護保険事業所番号  | 事業所の名称                | 事業所の所在地         | 廃止年月日            |
|------------|-----------------------|-----------------|------------------|
| 0372600205 | 平泉町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所 | 平泉町平泉字毛越 248 番地 | 平成 19 年 7 月 20 日 |